

平成31年度

宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業補助金のお知らせ

1 目 的

国の「NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興・被災者支援事業交付金」を活用し、NPO等による絆力を活かした復興・被災者支援の取組を支援することにより、復興・被災者支援の継続的な実施を図ることを目的とします。

2 対象事業

下記の①から④までのいずれかに該当する復興・被災者支援の事業であって必要性かつ優先度が高い取組に助成を行います。

- ① 避難生活を送る被災者等の見守りやカウンセリング、震災により日常生活に支障を来している被災者等の支障を軽減するためのサポートといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組（将来の災害の備えや地域振興策に係る取組を除く）
- ③ 原子力災害により避難した方々の避難先での交流、帰還に向けた活動、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取組
- ④ 復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等により支援する取組（中間支援の取組）

3 対象者

- ① NPO法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）協同組合等の民間非営利組織
- ② ①に掲げるNPO等及び地方公共団体を構成員に含む協議体

4 補助率

10分の9以内とします。

※平成30年度以前に本事業による補助を受けたことのある取組実施主体における補助率は、10分の8以内とします。

5 補助額

補助上限額 1件あたり900万円

※平成30年度以前に本事業による補助を受けたことのある取組実施主体における補助上限額は、1件あたり800万円とします。

※NPO等又は協議体の自己負担額については、会費、助成金等による現金収入をもって充てることとなります。

6 対象経費

人件費、諸謝金（委員、講師等）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、委託費、備品費（※備品費については、原則、リースで対応することとします。やむを得ず備品の購入を行う場合は、事業の実施のために真に不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかなものに限り、また上限は一の事業につき、補助額の2分の1以内とします）

7 申請期間（募集期間）

平成31年4月8日（月）から平成31年5月10日（金）午後5時まで【必着】

8 申請方法

ホームページ上から申請書類等をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付書類と併せて宮城県環境生活部共同参画社会推進課まで持参するか、期限まで到着するよう送付してください。

9 問い合わせ先

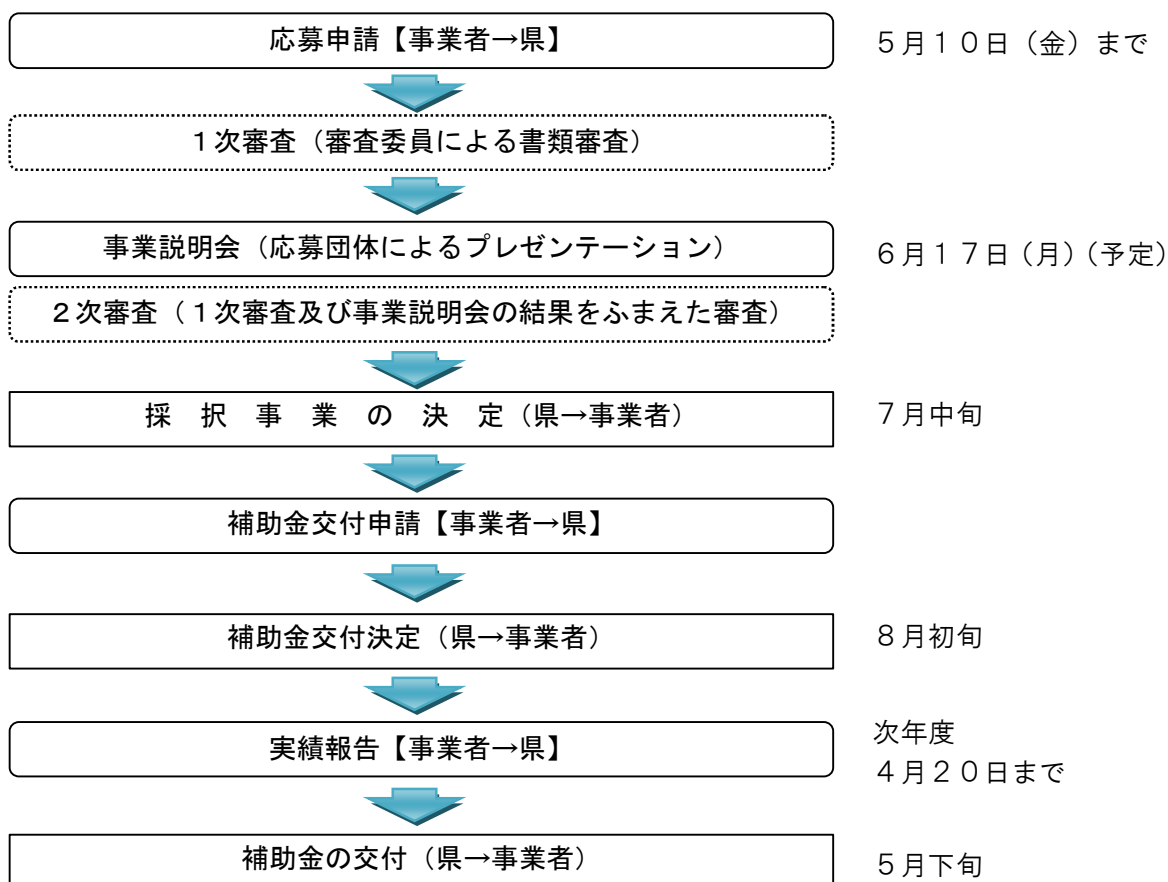
980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部 共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

電話：022-211-2576

ホームページ URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kizunaryoku-shien.html>

補助金交付までの流れ



※事業開始後、事業期間の前半は3割まで、後半（事業計画の終期の1ヶ月前まで）は7割までの概算払が可能です。

審査のポイント

- ・ 必要性 （被災地の復興・被災者支援にとって必要性、優先度が高い取組か）
- ・ 先進性 （課題を把握し、事業によって得られる成果について、直接的効果と波及的効果の観点から明確な内容となっているか）
- ・ 継続・発展性 （自立に向けた取組が図られているか）
（事業終了後も普及、発展の可能性が見込める内容か）
- ・ 実現性 （提案事業を適切に実施できるスタッフや体制を有しているか）
（無理のないスケジュールになっているか）
- ・ 経済性 （経費の積算は適正で、本事業の適切な執行が期待できるか）
（事業に要する費用と目的・効果とのバランス（費用対効果）はとれているか）